

国立大学法人岩手大学理事室規則

(令和2年4月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学理事室（以下「理事室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 理事を補佐し、岩手大学の企画立案機能を強化するため、理事の下に次の各号に掲げる理事室を置くことができる。

- 一 法人運営企画室
- 二 教学企画室
- 三 研究・社会連携企画室
- 四 財務・労務企画室

(任務)

第3条 理事室は、次の各号に掲げる任務を行う。

- 一 理事の担当業務における全学方針及び大学戦略の企画立案に関すること。
- 二 その他学長が指示する事項に関すること。

(組織)

第4条 理事室は、それぞれ別表に掲げる室長及び室員をもって組織する。

(任期)

第5条 前条に掲げる室員のうち「その他理事が指名する者」の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の室員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第6条 理事室に副室長を置くことができる。

- 2 副室長は、当該理事室の室員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。
- 3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、理事室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月14日から施行する。

別表（第4条関係）

理事室	室長及び室員	主に連携する事務組織
法人運営企画室	一 室長(総務担当の理事) 二 副学長(理事が指名する者) 三 特別補佐(理事が指名する者) 四 法人運営部長 五 その他理事が指名する者	・法人運営部
教学企画室	一 室長(教育担当の理事) 二 副学長(理事が指名する者) 三 特別補佐(理事が指名する者) 四 学務部長 五 その他理事が指名する者	・学務部
研究・社会連携企画室	一 室長(研究担当の理事) 二 副学長(理事が指名する者) 三 特別補佐(理事が指名する者) 四 研究・地域連携部長 五 その他理事が指名する者	・研究・地域連携部
財務・労務企画室	一 室長(財務・労務担当の理事) 二 法人運営部長 三 法人運営部次長 四 その他理事が指名する者	・法人運営部